株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備のための業務規程等の一部改正について

平成17年12月9日 株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

平成15年1月に施行された社債等の振替に関する法律(以下「社振法」という。)により、社債等の権利の移転を、振替機関の口座振替によって行うことが可能となった。これを受け、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)は、社振法に基づき、社債等を対象とする振替制度(以下「一般債振替制度」という。)を開始する予定であり、今後の社債等は一般債振替制度を利用した発行・流通が主流となると考えられる。

これを踏まえ、当取引所は、上場債券の決済の安全性・効率性を確保し、市場の信頼性を高める 観点から、上場対象とする債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の要件を、 現行の本券が発行されていることに替えて、保管振替機構が振替業の対象とする債券であることと し、債券の売買の決済に一般債振替制度を利用することとするなど、業務規程等の一部改正を行う こととする。

2. 改正概要

(1) 上場制度

上場審査基準

- a.保管振替機構の取扱いの対象であることを上場の要件とする。
- b.上場申請時の本券の見本の提出を不要とし、本券に関する 基準を廃止する。
- c. 上場債券に係る各債券の金額は、10万円、100万円又は 1,000万円のいずれかとする。

上場廃止基準

保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券 は、上場廃止とする。

その他

市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行う。

- a. 国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止する。
- b.上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止 する。
- c.未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満 となった場合に上場廃止にするという基準を廃止する。
- d. 最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から起算して5日前の日(休業日を除外する。)とする。

(備 考)

・債券に関する有価証券上 場規程の特例第4条等

- ・債券に関する有価証券上 場規程の特例第7条等
- ・債券に関する有価証券上 場規程の特例第3条等

(2) 売買制度

売買単位

各債券の金額とする。

決済日

債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目 (休業日を除外する。以下同じ。)の日に行うものとする。た だし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払い が行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同 じ。)の前日(銀行休業日を除外する。)に当たる場合は、利 払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を 行うものとする。

決済方法

取引参加者と顧客の間の決済は、社振法に基づく顧客口座又 1・受託契約準則第26条 は保管振替機構における口座の振替により行うものとする。

・業務規程第15条等

・業務規程第9条等

3.施行日

平成18年1月10日から施行する。

以下の経過措置を講じる。

• (1) 上場廃止基準

施行日において、現に当取引所に上場されている債券が、平成19年12月31日までに指定振 替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成20年1月31日に上場廃 止とする。

・(2) 売買制度

施行日において、現に当取引所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業 において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買及び決済から適 用する。

> 以 上